

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づく国土交通省所管の法定外公共用財産の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「国土交通省所管の法定外公共用財産」とは、国有財産法第3条第2項第2号に規定する公共用財産のうち国土交通省の所管に属し、かつ、県が管理する公共用財産であつて、道路法（昭和27年法律第180号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他の法令が適用されないものをいう。

(使用の許可)

第3条 国土交通省所管の法定外公共用財産（以下「法定外公共用財産」という。）をその用途又は目的を妨げない限度で使用しようとする者は、法定外公共用財産使用許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 位置図
- (2) 公図の写し
- (3) 現況平面図及び計画平面図
- (4) 工作物構造図
- (5) 求積図
- (6) 土石（砂を含む。以下同じ。）の採取のための使用にあつては、掘削量の積算の根拠及び採取方法を記載した図面
- (7) 関係市町村長の意見書
- (8) 当該法定外公共用財産について利害関係人がいる場合は、その者の承諾書
- (9) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

(許可の範囲)

第4条 前条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければこれを行うことができない。

- (1) 国において、公用、公共用又は公益の用に供するために使用するとき。
- (2) 電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。
- (3) 通路、材料置場、乾場、船揚場その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。
- (4) 一時的に設置する駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。
- (5) 農地又は採草放牧地の用に供するとき。
- (6) 土石を採取するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、公衆の利便に供する必要がある、又は特に必要やむを得ないと認められるとき。

(使用の期間)

第5条 第3条の許可に係る使用の期間は、3年以内とする。ただし、3年以内とすることが著しく実情にそぐわないと知事が認めるときは、10年以内とすることができる。

(期間更新の許可)

第6条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る使用の期間満了後も引き続き当該法定外公共用財産を使用しようとするときは、当該期間の満了の日の2箇月前までに法定外公共用財産使用期間更新許可申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 位置図
- (2) その他知事が必要と認めて指示した書類

2 前項の更新の許可に係る使用の期間については、前条の規定を準用する。

(変更の許可)

第7条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る事項（使用の場所、使用面積、表示面積、物件の長さ又は掘削量に限る。）を変更しようとするときは、法定外公共用財産使用許可事項変更許可申請書（第3号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、知事は、審査上必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可の条件)

第8条 知事は、第3条、第6条第1項及び前条の許可に、法定外公共用財産の管理上必要な条件を付することができる。

(住所等の変更の届出)

第9条 第3条の許可を受けた者は、住所又は氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第10条 第3条の許可を受けた者は、知事の承認を受けなければ、その権利を他人に譲渡してはならない。

2 前項の規定により第3条の許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

(地位の承継)

第11条 第3条の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により第3条の許可に基づく地位の承継を受けた者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の許可を取り消し、又は当該許可に係る事項若しくは条件を変更することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により第3条、第6条第1項又は第7条の許可を受けたとき。

(2) 第3条、第6条第1項若しくは第7条の許可に付された条件に違反したとき。

(3) 当該法定外公共用財産を公用又は公共用に供する必要を生じたとき。

(原状回復義務)

第13条 第3条の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに当該法定外公共用財産を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定により許可が取り消されたとき。

(2) 使用の期間が満了したとき。

(3) 使用を廃止し、又は終了したとき。

(自費工事の承認)

第14条 法定外公共用財産に関する工事を自らの費用で行おうとする者は、別に定めるところにより知事の承認を受けなければならない。

(実施細目)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に公共用財産の使用許可を受けている者は、この規則第3条の許可を受けた者とみなす。

3 この規則の施行前になされた公共用財産の使用に関する許可申請でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、それぞれ第3条、第5条第1項及び第6条の規定に基づく申請とみなす。

附 則 (昭和61年12月23日規則第86号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月20日規則第22号)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に土石の採取に係る使用の許可を受け、かつ、現に当該許可に係る期間のうちこの規則の施行の日以後の期間に応じた使用料を納入している者の当該納入している期間に応じた使用料については、改正後の第8条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成5年2月12日規則第10号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日規則第59号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則 (平成8年3月29日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に土石の採取に係る使用の許可を受け、かつ、現に当該許可に係る期間のうち平成8年4月1日以後の期間に係る使用料を納入している者の当該納入している期間に係る使用料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成8年4月1日から同年6月30日までの間に許可を受けた公共用財産の使用に係る使用料(土石の採取に係る使用料を除く。)で当該許可の期間が同日以前に開始し、かつ同日後に終了するものの同年4月1日から使用の開始日(最初に使用することができる日をいう。)に相当する同年7月中の日の前日までの期間に係るものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 平成8年4月1日から同年6月30日までの期間に係る公共用財産の使用に係る使用料(附則第2項及び前項の使用料を除く。)については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則 (平成9年3月25日規則第20号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に土石の採取に係る使用の許可を受け、かつ、現に当該許可に係る期間のうちこの規則の施行の日以後の期間に係る使用料を納入している者の当該納入している期間に係る使用料については、改正後の第8条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日規則第95号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成12年12月19日規則第153号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成19年1月19日規則第2号)

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

第1号様式
(第3条関係)
第2号様式
(第6条関係)
第3号様式
(第7条関係)